最終更新日：2015年12月24日
福島工業株式会社
代表取締役社長 福島 裕
問合せ先：総務人事部 06-6477-2011
証券コード：6420
http://www.fukusima.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の透明性の観点から公正な企業活動を促進し、コーポレート・ガバナンスの体制充実に取り組んでおります。このような観点から、企業集団全体のコンプライアンスの徹底、リスク管理体制の強化を図りつつ以下の施策を実施しております。
・当社は、毎月１回取締役会を開いております。取締役会は取締役6名及び監査役で構成しており、経営の意思決定を行っております。
・当社は、毎月１回経営会議を開いております。経営会議は取締役、監査役、執行役員、統括部門長で構成しており、迅速な意思決定及び業務執行を行っております。
・当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は監査役3名で構成しており、うち3名は社外監査役であります。
・顧問弁護士には法律上の判断が必要な際に随時確認するなど、経営に法律面のコントロール機能が働くようにしております。
・内部監査体制充実のため、社長直轄の組織として監査室を設置し、業務監査を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則１－２－２】
当社では、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、法定で決められている発送日よりもできる限り早期に株主総会招集通知の開示を行っております。
また、次年度より招集通知発送前に当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」にて閲覧できるよう開示してまいります。

【補充原則１－２－４】
当社の株主構成は、海外投資家は10%強でありますが、今後、国内外の機関投資家等の株主構成の変化等の状況に応じて、招集通知の英訳及び議決権の電子行使について検討いたします。

【補充原則３－１－２】
当社は、現時点の海外比率では英文での開示を行っておりませんが、今後、国内外の機関投資家等の株主構成の変化等の状況に応じて、招集通知の英訳について検討いたします。

【補充原則４－１－２】
中期経営計画については、毎期の目標を達成することが、株主の皆様の期待に応える最大の結果を生み出すという観点から、策定・開示はしておりません。近年は経営環境が著しく変化していく中で、各期において計画値と最終値の大幅な乖離が生じることも多いため、業績への影響が予想されるトピック等の各種情報を当社ホームページ等で適宜開示しております。
成長戦略の指標としての具体的な中期経営計画の策定や開示については、今後検討してまいります。

【補充原則４－２－１】
当社では、自社株による報酬など、中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりません。
今後、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度についての検討を行ってまいります。

【原則４－８】
現在、当社の独立社外取締役は１名ですが、今後２名以上となるよう、候補者を検討してまいります。

【補充原則４－８－１】
現在、当社においては、社外役員だけで構成する会合は行っておりませんが、今後は、社外取締役及び社外監査役が構成員となる会合を定期的に行ってまいります。

【補充原則４－８－２】
独立社外取締役が複数となった時点で検討いたします。

【原則４－９】
当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、役員候補者推薦委員会での事前審議を経て、取締役会における最終的な選任または指名を行っております。
今後は当社独自の独立性判断基準を策定することも検討してまいります。

【補充原則４－１１－２】
当社の取締役及び監査役がその役割を適切に果たすことができるよう他の会社の役員の兼任については、取締役会で承認を得ることとしております。
今後は、代表取締役の兼任だけでなく、他の会社の重要な役員の兼任状況についても招集通知に記載いたします。

【補充原則４－１１－３】
取締役会全体の実効性評価及びその開示については、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－４】

1．政策保有株式に関する方針
　中長期的な関係強化、取引拡大、シナジー創出等が可能となるものを対象として、政策的な目的により株式を保有します。
2．政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準
　当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、当社及び発行会社の持続的な成長と中長期的な株主価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。

【原則１－7】
当社が、関連当事者取引を行う場合には、当社取締役会にてその内容及び性質に応じた適切な手続きを実施し、会社法及び金融商品取引法その他の適用のある法令ならびに東京証券取引所が定める規則に従って開示致します。また、グループ間取引においては相互に不利益が生じないよう運用しております。当社は、主要なグループ会社役員及び主要株主等に関しては、年１回、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っております。

【原則3－1】
1．経営理念、中期経営計画
経営理念等は当社ホームページに、経営戦略及び計画は決算短信にそれぞれ開示しております。
（ご参照）
経営理念等　http://www.fukusima.co.jp/company/c_message.html
経営戦略ならびに計画（決算短信）　http://www.fukusima.co.jp/ir/statement.html

2．コーポレートガバナンス（企業統治）の基本方針
コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書「Ⅰコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「１．基本的な考え方」をご参照ください。

3．取締役の報酬基準
当社の取締役の報酬については、職位に基づく基本報酬と業績連動型報酬及び役員退職慰労金制度から成り立っております。
業績連動型報酬は有価証券報告書「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりです。
取締役報酬は社長、社外取締役、社外監査役で構成される報酬決定委員会で審議を経て決定しております。

4．取締役・監査役の選任基準
(1)取締役候補者は下記の基準に基づき、社長、社外取締役、常勤監査役で構成される役員候補者推薦委員会での事前審議を経て、取締役会における最終的な選任または指名を行います。
・個人及び経営専門家としての高度な倫理観・誠実性・価値観を有していること
・実践的な見識と成熟した判断能力を有していること
・企業経営、財務・会計、技術等に関する方針決定における豊富な経験を有していること
・取締役会メンバーの持つ能力や経験が相互補完的にバランスが取れていること
・取締役会メンバーとしての職務を果たすために、必要な労力や時間を惜しみなく提供する意欲を有していること
・企業価値、株主価値を極大化する意思を有していること
(2)監査役候補者は、監査における専門知識の有無、業務執行者からの独立性が確保できること、公正不偏の態度を保持できること等を勘案し、監査役会の同意を得て取締役会が指名いたします。

5．取締役・監査役の個別の選任理由
当社は、社外取締役及び社外監査役の選任理由を株主総会招集ご通知に開示しておりますが、その他の役員の個別の選任理由は次のとおりです。

福島　裕（代表取締役社長）
1992年4月より長年当社代表取締役として企業経営に従事し、幅広い人脈で事業を拡大し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断したため。

福島　亮（取締役副社長）
2003年4月より営業本部長として営業部門を統括し豊富な業務知識・経験をもち、2014年4月よりグループ会社の代表取締役を兼任するなど事業拡大に貢献。職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断したため。

福島　豪（専務取締役）
2011年4月より執行役員としてショーケース事業の拡大に尽力し、2015年4月からは営業本部長として営業部門を統括するなど、豊富な業務知識・経験で職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断したため。

片山　充（常務取締役）
2002年4月より九州地区の営業部門長を歴任し、2010年からは西日本地区を統括するなど豊富な業務知識・経験で職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断したため。

長尾健二（取締役）
営業部門長を歴任し、2007年4月より製造本部長として生産性向上に尽力した功績をもち、豊富な業務知識・経験で職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断したため。

水谷浩三（取締役）
2011年6月より取締役として冷蔵庫事業の拡大に尽力し、豊富な業務知識・経験と実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断したため。

【補充原則４－１－1】
1．取締役会は、経営管理の意思決定機関として経営の基本方針及び会社業務執行に関する重要事項を決定、あるいは承認するものとし、次の事項を討議しております。
　（1）株主総会に関する事項
　（2）経営に関する重要事項
　（3）株式及び社債に関する重要事項
　（4）組織人事に関する重要事項
　（5）取締役に関する重要事項
　（6）業務執行に関する重要事項
　（7）その他の重要事項
2．上記以外の業務執行の権限を決裁権限規程として定め、担当役員へ権限の委譲を行い業務執行を行っております。また、毎年、組織に合わ

せた権限の見直しを行っております。

【補充原則4－11－1】
取締役会は、専門知識や経験等が異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の員数は、定款で定める10名以内の適切な人数とします。現在、独立性の高い社外取締役は1名ですが、今後は2名以上の体制とする方針です。

【補充原則4－14－2】
当社では、取締役・監査役の就任に際して役割や責務の説明及び研修を行っております。また、就任時以外にも、法改正等必要に応じて社内研修を行っております。

【原則5－1】
1. 基本的な考え方
当社は、株主や投資家の意見を経営に反映するため、適時適切な経営情報の開示を推進するとともに、建設的な対話を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに努めています。

2. IR体制
当社は、代表取締役をトップとして、総務部門のIR担当者のもとに財経部門、営業戦略部門と連携し開示資料の作成を行い、株主・投資家との対話を充実させています。

3. 対話の方法
株主・投資家との建設的な対話を促進するため、以下のとおり、説明会や事業報告書、当社ホームページを活用し、分かりやすい情報開示に努めています。
・個別面談（総務部IR担当者）
・スモールミーティング
・定時株主総会：年1回
・決算説明会：年2回
・取材対応：随時（サイレント期間除く）
・期末報告書の発行：年2回
・環境報告書の発行：年1回
・当社ホームページの企画・運営
・経営計画や決算内容等、関心の高い事項に関する機関投資家向け説明会

また、IR活動の実績や、株主とのコミュニケーションにより得られた意見等は報告書にて代表取締役へ報告する仕組みをとっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
福島機器販売株式会社	5,585,800	26.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,739,500	8.13
福島工業社員持株会	1,407,756	6.58
福島 裕	1,045,100	4.89
福島 亮	661,048	3.09
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	570,300	2.67
有限会社ティー・シー・エス・ピー	550,600	2.57
資産管理サービス信託銀行株式会社	445,600	2.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	408,300	1.91
日本生命保険相互会社	342,824	1.60

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤川　隆夫	他の会社の出身者					△			△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤川　隆夫	○	藤川隆夫氏は、現在、一部事業所の機械警備で取引のある綜合警備保障株式会社で、2003年より総務担当の執行役員、2007年より常勤監査役として務めていましたが、2015年6月に退任予定であります。また、同氏が1973年から勤めていた株式会社三井銀行（現　株式会社三井住友銀行）、及び1999年より法人営業部長を務めていた株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）は当社の主要な取引先（メインバンク）でありますが、同行を退職して10年以上が経過していることから同氏の独立性に影響を及ぼす恐れはないものと判断しております。	同氏は、株式会社さくら銀行（現　株式会社三井住友銀行）では法人営業部長、綜合警備保障株式会社では総務担当の執行役員、常勤監査役を務め、経営に関与された経験を有し、その幅広い知識、経験と客観的な視点で経営の監視を遂行するに適任であり、当社取締役会の透明性の向上に繋がるものと判断し、社外取締役として選任するものであります。 また、同氏が2003年まで法人営業部長を務めていた株式会社さくら銀行（現　株式会社三井住友銀行）は当社の主要な取引先（メインバンク）ですが、同氏が退職して10年以上経過していることと、同氏と当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的に連絡会を開催するなど、会計監査人と緊密な連携をとり、その監査方針及び方法・結果の妥当性を確認するとともに、財務報告体制の運用状況を監査しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹内　博史	他の会社の出身者													
吉田　広務	他の会社の出身者													
手川　明映	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内　博史	○	――	同氏は、常勤監査役としての長年の経験と、企業会計に関する豊富な知識を有しており、その幅広い知見に基づき、当社社外監査役として独立した立場と客観的視点から経営を監視し、取締役会の内外において的確な助言、提言を行っております。また同氏は当社との間に特別な利害関係が存在しないことから、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員として指定しております。
			同氏は、企業経営者として豊富な経験と、幅広い知見に基づき、当社社外監査役として独立した立場と客観的視点から経営を監視し、取締

吉田　広務	○	―――	役会の内外において的確な助言、提言を行っております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員として指定しております。
手川　明映	○	―――	同氏は、常勤監査役としての長年の経験と、企業会計に関する豊富な知識を有しており、その幅広い知見に基づき、当社社外監査役として独立した立場と客観的視点から経営を監視し、取締役会の内外において的確な助言、提言を行っております。また同氏は当社との間に特別な利害関係が存在しないことから、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と業績等との連動を高めることにより、適正な会社経営を通じて業績向上への意欲や士気を高めることに繋がるとの考えに加え、平成18年度の法人税法の改正により業績連動型報酬の損金参入が認められるようになったことに伴い導入するものです。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当該事業年度における当社の取締役に支払った報酬　293,494千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対して、監査室及び管理部門が月次決算や取締役会等の会議資料を事前配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、迅速な意思決定が行えるよう取締役会のメンバー及び業務執行責任者による経営会議体を設けております。この会議体には、取締役、監査役、執行役員、統括部門長が出席し、企業運営について十分な議論を行うとともに、監査役も意見を述べることができるようになっております。

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

【内部監査】
内部監査については、監査室が担当し人員は2名で構成しており、当社及び当社企業集団の会社に対する業務監査、会計監査を実施しております。また、内部監査規程に基づき必要に応じて社内の適任者により支援体制の組織化が可能となっております。

【監査役監査】
各監査役は期初に監査役会が策定した監査方針及び監査計画に従い監査を行っております。具体的には、各監査役は取締役の職務執行の監視、取締役会、経営会議をはじめとする重要な会議への出席、各事業所に対する業務監査及び子会社調査を実施しその結果を監査役会及び取締役会に報告しております。また、会計監査においては、会計監査人と緊密な連携をとり、その監査方針及び方法・結果の妥当性を確認するとともに、財務報告体制の運用状況を監査しております。

【会計監査】
当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約書を締結しております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、西村　猛、秦一二三の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、その他7名となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外監査役として、常勤監査役としての長年の経験と、企業会計に関する豊富な知識を有する2名、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有する1名を選任しております。また、上場会社出身で常勤監査役と企業経営に関与していた経験を持つ社外取締役を1名選任しております。社外取締役による取締役の監督と社外監査役による監査体制は、経営監視機能として十分に機能しており、当社のガバナンス上最適であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	東京証券取引所ホームページ及び自社ホームページで開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表終了後、機関投資家向けの決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信や適時開示資料などを随時ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念に、「生活者の幸せ」「お客様の幸せ」「社員の幸せ」「お取引先の幸せ」を定めており、「幸せ四則」としてその実現に邁進しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	本社をはじめ主要な事業所でのISO14001認証取得、冷媒回収の推進、省エネ・製品リサイクル、産業廃棄物の削減、冷媒及び断熱材の転換等の実施。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を行動規範(コンプライアンス・ガイドライン)として定め、当企業集団の役員および従業員に周知徹底を図る。
(2)財務報告の信頼性を確保する為、内部統制規程に基づき、財務報告に係る各種規程・マニュアル・手順書等の内部統制システムの整備を進めるとともに、運用体制の強化を図る。
(3)内部監査部門として社長直轄の監査室を設置し、定期的な内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。
(4)監査役は、取締役会およびその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
(5)法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として「内部通報制度」を設置・運営し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
(6)行動規範には、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは断固として対決する考えを示すとともに、警察等関係機関との連携を密にし、反社会的勢力の排除に努める。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存・管理を適正に行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行う。また、情報の管理については、内部情報管理・個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)「リスク管理規程」を定め、事業上のリスク管理に関する方針の決定並びにリスク管理体制の整備、構築を行う。
(2)重要な発生事項(環境・安全リスク情報を含む)については、部門責任者が情報収集し総務部門長が情報の集約を行い、総務部門又は財経部門にて適時開示情報か否かを判断し、取締役社長に報告後、情報取扱責任者が速やかに開示を行う。また、必要に応じ監査役に報告する。
(3)与信リスクについては、売上債権管理規程、与信限度額作成基準の運用を徹底し、財経部門が運用状況の確認を行う。
(4)PL事故に対し迅速に対応するためのマニュアルを制定し、当企業集団に周知する。
(5)CSR・リスク管理委員会を設置し、組織横断的に全社的見地でのリスク分析および評価を行い、リスクを適正に管理するとともに、その対応策を推進および統括する。また、結果について必要に応じ取締役会および監査役に報告する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社は、毎月1 回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
(2)取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役・監査役・執行役員・統括部門長が出席する経営会議を開催し、そこでは、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行い、さらに、個別のテーマについて十分な討議を行う。
(3)業務運営については、将来の営業環境を踏まえ中期計画および単年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門は、その目標達成に向け具体策を立案し実行する。
(4)日常の職務については、職務権限規程や決裁権限に基づいて権限の委譲を行い、上記意思決定に則して業務を遂行する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき取締役会への事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
(2)会計監査人、監査役および内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査および調査を実施する。
(3)子会社において企業理念、行動規範(コンプライアンス・ガイドライン)の周知徹底に努め、法令順守、企業倫理の徹底を図る。
(4)子会社における品質、災害、環境、情報漏洩等のリスクを管理し、的確に対応できる体制を整える。
(5)子会社において取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会を原則として毎月1回開催し、機動的な意思決定を行う。
(6)当社子会社に役員を派遣し、業務執行の監督・監査を行う。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役スタッフを設置し、監査職務の補助を指示することができる。この場合、指示を受けた者は、取締役および上司その他の者からの指揮命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保する。なお、その人事については、取締役と監査役が協議を行う。

7. 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制ならびにこれらの報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)監査役は、取締役会・経営会議の他、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または担当部門責任者にその説明を求める。
(2)取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社または当社子会社の業務または業績に重大な影響を及ぼす事項を発見、または、決定した場合は、速やかに監査役に報告する。
(3)(1)および(2)の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役が独自に弁護士や公認会計士等に相談する必要がある場合は、その職務執行において発生する費用は会社が負担する。
(2)監査役は、定期的に代表取締役および取締役と会合を行い、経営上の課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要な課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
(3)監査役は、会計監査人から会計監査の方法および結果(監査報告)について説明を受けるとともに、情報の交換を定期的に行うなど連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

行動規範には、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する考えを示すとともに、警察等関係機関との連携を密にし、反社会的勢力の排除に努める。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

会社の機関の模式図

